

E i w a N e w s

マイナンバー制度の概要と注意点

平成 27 年 4 月
(No. 117)

平成 27 年 10 月より、各個人に対してマイナンバー（個人番号）が通知されます。
それに伴いまして、平成 28 年 1 月よりいろいろな場面でマイナンバーが必要となり、会社内の人事、総務に様々な影響を及ぼすと考えられます。
今回は、マイナンバー制度の概要とその注意点などをご紹介します。

[1] マイナンバー制度の概要

(1) マイナンバー制度の目的

マイナンバー制度は正式名称を【社会保障・税番号制度】といい、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するために導入される制度です。

行政の効率化 ... 行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合等に要する時間、
労力が大幅に削減

国民の利便性の向上 ... 添付書類の削減など行政手続きが簡素化

公平・公正な社会の実現 ... 所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、
社会保障における不正な給付金の受給や不当な税負担の
軽減を防止

(2) マイナンバーの具体的な利用例

マイナンバーは行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策分野の中で法律で定められた手続でのみ利用されることとなり、具体的には年金の資格取得や確認、税務署に提出する確定申告書、調書、被災者台帳の作成事務などに利用されます。

マイナンバーの利用によりさまざまな情報を結びつけることが可能になる反面、その利用範囲を広域のものにするとプライバシーの侵害の危険性が高まることとなるので、プライバシー保護の観点よりマイナンバーの利用範囲を限定しています。

(3) 民間企業への影響

行政機関や地方公共団体などがマイナンバーを利用しますが、一般の民間企業においてもマイナンバーを取り扱います。

民間企業は従業員の健康保険や厚生年金等の加入手続、源泉徴収票の作成を行っているため、マイナンバーが必要となります。

また、税務署に提出する報酬等の支払調書、不動産の使用料等の支払調書にも支払先のマイナンバーを記載しなければなりませんので、従業員だけではなく、こうした者からもマイナンバーの提供を受ける必要があります。

[2] 会社運営における注意点

(1) マイナンバーの取扱い上の注意点

[1](2)でも述べましたが、マイナンバーは個人を特定することができます。

そのため、番号法という個人情報保護法の「特別法」としてマイナンバーに厳格な保護措置を講ずることとしています。

また、番号法については、法人の規模に関係なく、すべての事業者に適用されるため、中小企業であっても保護措置を講ずる必要があります。

具体的には、マイナンバーを取り扱う上で以下の点に気を付けなければなりません。

利用の制限 ... 法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定

提供の要求 ... 上記 に示された作成事務作業を行う場合に限り、本人にマイナンバーの提供を求めることができる

提供の制限 ... 法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーを提供してはならない

収集の制限 ... 法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーを収集してはならない

なお、マイナンバーの適切な管理のために、番号法で規定された保護措置及びその解釈について、具体例を用いてわかりやすく解説した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」が内閣官房のホームページにありますので、こちらをご覧ください。

(2) マイナンバーが記載される申告書等の提出時期

マイナンバー制度導入後（平成 28 年 1 月以降）は、申告書・法定調書等の提出にあたり当該提出者等に係る番号を記載します。

税務関係書類への一般的な場合の番号の記載及び提出時期は以下のとおりになりますので、ご参照ください。

	記載対象	番号の記載及び提出時期（一般的な場合）
所得税 個人住民税 個人事業税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分 平成28年分の確定申告期 (平成29年2月16日から3月15日まで)
法人税 法人住民税 法人事業税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合 平成29年2月28日まで (延長法人は平成29年3月31日まで)
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	平成28年分法定調書 平成29年1月31日まで
支払報告書	平成28年分の支払報告書から	平成28年給与支払報告書 平成29年1月31日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、お願いいたします。